

横手市農地利用最適化推進委員 募集要項

横手市農業委員会は、現在の農地利用最適化推進委員の任期が令和6年3月31日をもって満了となるため、次のとおり横手市農地利用最適化推進委員を募集します。

1 募集人員

23人（下記の担当区域ごとに募集します。）

担当区域	募集人数
横手地域	3人
増田地域	3人
平鹿地域	3人
雄物川地域	4人
大森地域	4人
十文字地域	2人
山内地域	2人
大雄地域	2人

2 任期

農業委員会が委嘱した日※から令和9年3月31日まで

※令和6年4月上旬委嘱予定

3 身分

横手市の特別職の非常勤職員

4 報酬額

横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給します。

月額 35,000円

5 推薦を受ける者または応募する者の資格

- (1) 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当する区域においてそのための活動ができる方
- (2) 市内に住所を有する方
- (3) ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。
 - ・法令により兼職が禁止されている方や公務遂行上適当と認められない方
 - ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する、暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する方
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

6 主な業務内容

担当区域において農業委員と連携し、主に次の現場活動を行います。

- (1) 担い手への農地の集積・集約化
- (2) 遊休農地の発生防止・解消
- (3) 新規参入の促進
- (4) 農地の違反転用の防止・解消
- (5) 地域計画策定の取組みへの支援
- (6) 活動記録簿の作成と提出（毎月）
- (7) 各種研修会等への出席 など

7 推薦・応募方法及び応募書類等

方 法	様 式
個人の農業者等（3人） による推薦	様式第1号 農地利用最適化推進委員候補者推薦書 （一般）
法人又は団体等による 推薦	様式第2号 農地利用最適化推進委員候補者推薦書 （団体）
本人による応募	様式第3号 農地利用最適化推進委員候補者応募書

※上記の書類については、下記の【お問い合わせ先】の窓口にご準備しております。
また、市ホームページからもダウンロードできます。

8 募集期間及び提出先

令和5年11月1日（水）から令和5年11月28日（火）まで【午後5時必着】

【提出先】

方 法	提 出 先
持参の場合	「農業委員会事務局」及び「最寄りの地域課農業委員会担当」窓口 ※ただし、平日の午前8時30分から午後5時00分までとし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
郵送の場合	〒013-8601 横手市条里一丁目1番64号 「横手市農業委員会事務局」 宛

9 推薦及び応募状況の公表

募集期間の中間と期間の終了後に、提出された書類をもとに推薦者及び応募者等を市ホームページ等で公開しますので、公表することに同意のうえ応募書類を提出してください。

10 選考方法

横手市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類をもとに選考します。

1 1 注意事項

- ・農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募できますが、両方の委員を兼務することはできません。
- ・提出された書類等は返却しません。
- ・農地利用最適化推進委員には、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない守秘義務があります。この義務はその職を退いた後も同様です。

【お問い合わせ先】

窓 口	電話番号
農 業 委 員 会 事 務 局	3 5 - 2 1 7 2
増田地域課産業建設係	4 5 - 5 5 1 5
平鹿地域課産業建設係	2 4 - 1 1 1 8
雄物川地域課産業建設係	2 2 - 2 1 8 7
大森地域課産業建設係	2 6 - 2 1 1 6
十文字地域課産業建設係	4 2 - 5 1 1 9
山内地域課産業建設係	5 3 - 2 9 3 4
大雄地域課産業建設係	5 2 - 2 1 1 1
農業振興課農業政策係	3 2 - 2 1 1 2